

第1回 ハローワークとILO条約に関する懇談会 議事概要

1. 日時：平成18年12月21日（木）10:30～12:00
2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室
3. 出席者
 - （委員）花見忠座長、吾郷眞一委員、逢見直人委員、小寺彰委員、山本草二委員
 - （政府）大田大臣
 - （オブザーバー）八代尚宏経済財政諮問会議民間議員
 - （事務局）福下公共サービス改革推進室長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、堀内企画官
4. 議事次第
 - （1）ハローワークの市場化テストに関する議論の経緯
 - ・官民競争入札等監理委員会における議論
 - ・経済財政諮問会議における議論
 - （2）懇談会の開催趣旨及び今後の進め方等について
 - （3）その他
 - ・自己紹介及び所見
 - ・意見交換
5. 議事概要

福下室長 それでは、定刻となりましたので、第1回「ハローワークとILO条約に関する懇談会」を始めさせていただきます。

私は、当懇談会の事務局を務めます公共サービス改革推進室長の福下でございます。

座長が決まるまでの間、議事の進行をさせていただきます。

本日は、大田大臣の出席もいただいております。

また、オブザーバーといたしまして、経済財政諮問会議の八代議員にも御出席をいただいております。

それでは、まず、本日お集まりいただきました本懇談会の委員を五十音順に紹介させていただきます。

吾郷眞一委員です。

逢見直人委員です。

小寺彰委員です。

花見忠委員です。

山本草二委員です。

以上の5名の方々でございます。委員の皆様方にはよろしく願いいたします。

それでは、まず懇談会の発足に当たりまして、大田大臣からごあいさつを申し上げます。

大田大臣 市場化テストを担当いたします、大田でございます。今日はお忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。

公共サービス改革法が成立いたしましたして、初めての対象事業の追加をするための基本方針の改定が明日の閣議で決定される運びになりました。ここにおられる逢見委員を始め、大変、監理委員会が御苦労くださいましたが、時間的な制約もありまして、引き続きの課題となったものがまだございますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと思います。

中でも、ハローワークの職業紹介業務につきましては、これまで長い間、議論されてまいりました。ILO88号条約との関連で長く議論されてまいりまして、今回もまた平行線をたどりました。特に全国のネットワーク、網状組織を形成しなくてはならないという88号条約との関連をもう少し具体的に議論したいと思っておりますところ、11月30日の経済財政諮問会議で、ここにおられる八代議員を始めとする4名の民間議員から具体的な二つの提案がなされました。それは後ほど事務局から御説明いたしますけれども、この具体的な提案とILO88号条約との整合性を御議論いただけないかと思ひまして、国際法、労働法の権威でいらっしゃる先生方に、私の私的懇談会という形でお集まりいただいて、御議論いただきたいと思います次第です。

大変、短期間で、お忙しい中、恐縮であります、2月ぐらいに検討結果をとりまとめていただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

座長につきましては、既に御内諾をいただいております花見先生にお願いできれば幸いです。

検討結果につきましては、私から経済財政諮問会議に報告して、今後の検討に生かしてまいりたいと思ひます。御苦労をおかけいたしますが、どうぞよろしく願いいたします。

福下室長 それでは、花見座長よろしく願いいたします。

花見座長 それでは、今、大臣からお話がありましたような目的で、この会議を進めさせていただくに当たりまして、私、座長ということで、専門家の皆様の御意見を伺うという立場から、進行役のつもりで引き受けさせていただきました。

最初の話では、まとまった報告書を委員会として提案するというのではないようなお話で、進行していればいい、皆さんの御意見を伺うということで気楽な立場かなと思ひましたけれども、どうも伺っておりますと、必ずしもそうではなくて、報告書をまとめなければいけないようなこともありますので、微力でありますから、うまくいくかどうかわかりませんが、ハローワークの市場化の問題を含めて、労働市場の流動化という問題は、現在の日本の経済社会、あるいは国の在り方にもつながるような、非常に重要な問題であります。この問題をILOの条約という国際的な規範とのすり合わせでどういうふうに考えるかという、非常に重要な問題でありまして、これは学者としては非常に理論的に面白い問題でありまして、政府のお仕事を引き受けさせていただく場合に、国のためにやる、社会のためにやるということもありますが、私としては、これまで長い間ILO条約の研究

をし、またハローワークの問題についてもかなり長く研究をしてみましたが、理論的な興味からも、非常に難しい、さまざまな問題を含んでいるかと思います。

皆様の御意見を伺いながら、私自身、既に小泉内閣のときからのこの問題について、若干、意見を申し上げたことがありますけれども、いろいろ勉強させていただく契機になるのではないかとということで、皆様方の御意見を十分伺って、私自身も勉強していきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思えます。

それでは、これでマスコミの方々は、御退室願いたいと思えます。

(報道関係者退室)

花見座長 それでは、早速、議事を進めさせていただきます。

本日は、第1回目ということで、議事次第と少し順序が前後いたしますが、まず、各委員から自己紹介と、今回の論点について簡単な所見を最初をお願いしたいと思います。大変恐縮でございますが、5分以内で簡潔をお願いをしたいと思います。

まず、五十音順で吾郷先生からお願いをしたいと思います。

吾郷委員、どうぞ。

吾郷委員 九州大学の吾郷でございます。十数年前から九州大学で国際法、国際経済法を教えておりますが、そもそも、もともとは国際法の勉強を始めて、現在も国際法で飯を食っているわけですが、その間、1980年代に10年ほどILO事務局におりまして、とりわけ、最初の6年は本部の国際労働基準局というところでILO条約勧告適用専門家委員会の言わば事務局、その他、各種監視機構、いわゆるILO基準の監視活動を行っている事務局におりまして、そこで言わば審査活動をやっておりました。合計10年おったうちの最後の4年は、アジア太平洋地域事務所におりまして、アジア二十数か国を対象にしたILO基準のアドバイザーサービスというんですが、各種アドバイスを行っておりました。

ということで、今回お呼びいただいて、とりわけILO88号条約と今度の御提案の新しい制度の整合性を御検討されるということで、私のILO時代の知見と、国際法の研究者としての知見で何らかの御提案をさせていただければと思えます。

ちなみに、国際労働基準局は30~40人の法律の専門家で構成されておりまして、ILO条約全体でも現在180人を超えるぐらいの数があって、それを1人で、勿論、30人でもなかなか大変なので、手分けしてやるんですが、全く偶然にも、私は88号条約も守備範囲でありました。

あと、強制労働と差別禁止号という、日本でも若干問題となっている条約も扱っておりました。当時は問題になっていなかったんですが、88号条約もその中にありましたので、何らかの御議論に貢献できるかというふうに思っております。どうぞよろしく願いいたします。

花見座長 それでは、引き続きまして、逢見委員からお願いいたします。

逢見委員 連合副事務局長の逢見でございます。アカデミックなメンバーの中で、ただ1人異質な人間が入っているような感じがいたしますけれども、私はずっと労働組合の活

動に従事してまいりました。

まず、連合とILOとの関係について申し上げますと、労働側の正理事を連合から、代々出しております、現在は中嶋滋が理事を務めております。

理事は、地域別に選出されるわけですが、労働側ということについては、日本はアジアの中でリーダー的役割を果たすことが期待されているということもございまして、そういう意味では、ILO条約については他の国の模範とならなければいけない立場だろうと理解しております。

88号条約との関係の議論につきましては、私は公務員の総人件費削減等の問題を審議する行政減量・効率化有識者会議に参加しております、そこでも業務の切り出しという中で、ハローワーク業務を民間に切り出すことができないかという検討を行いました、ILO88号条約との関係が議論になって、結論は出ませんでした。また、官民競争入札等監理委員会でも、今度は市場化テストの関係で議論になりましたが、そこでも、冒頭、御紹介のような経過で今日に至っているわけでございます。

私自身は、連合の副事務局長を務める前、UIゼンセン同盟で企業の倒産などの問題にも対応してきた経験がございます。その中で、企業の倒産等によって出てくる失業者を早期に再就職させることの必要性を痛感しておりましたけれども、その際に、やはりハローワークというのは、セーフティーネットとして非常に重要な役割を果たしていると思っております。

そういう意味で、ハローワークはセーフティーネットとしての役割を維持しつつ、しかし、時代の要請に応じて公共サービスの質の向上と効率化ということを図っていかねばいけないと考えており、そういう観点で今回の検討にも参画してまいりたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

花見座長 ありがとうございます。

続いて、小寺委員をお願いいたします。

小寺委員 小寺でございます。専門は、山本先生、吾郷先生と同じ国際法でございます。

ILOの問題につきましては、かつて私が国際機構を専門に勉強していたころ、多国籍企業との関係でILOを勉強したことがございます。

最近、分野横断的に言わば条約の解釈・適用というような問題をよく勉強しております。今回参加した問題意識を申し上げますと、一つは条約というものが我が国の各分野で適用されてきているわけなんですけれども、どうもその際に条約の解釈・適用というものが国際法上の条約解釈規則に基づいて行われていないというような感じを持つことがございます。各分野独特の条約の解釈・適用というものをなさっているということをよく感じております。

条約の解釈・適用につきましては、国際法の中に条約法条約という条約がありまして、そこに条約の解釈についてのルールが明確に書かれておりまして、日本もそれに入っておりますが、それに従って行うというのが一般国際法の中身となっております。それに照ら

して、この問題をどう考えればいいのかというようなことを是非勉強させていただきたいと思えます。

第2点の問題関心としましては、私、日本ではさまざまな分野で政策論と法の適用・解釈論というものが、特に国際法の解釈・適用論というものがどうもまぜこぜに議論されているくらいがあるように思えます。条約というのは100か国以上の国が入っているような条約もあるわけで、ILOの条約についてもそうでございます。

そうなったときに、その100か国が守れるような義務というものが書き込まれているはずなのでありますが、どうしても日本の文脈に即して政策論に引き寄せて理解なさるといふようなことがあるわけでありまして、やはり、政策論というものと国際法の解釈・適用論というものは、やはりきちっと峻別しないといけないと思えます。政策というのは、やはり各国できちっと決定すべきものでしょう。

我々国際法学者というのは、その種の国際的な制約条件というのがどの辺りにあるのかということを示すことが国内的な役割ではないかというように考えておりますので、そういう面で、今回、この懇談会で貢献できればというように思っております。よろしく願いいたします。

花見座長 どうもありがとうございました。それでは、山本先生お願いします。

山本委員 山本でございます。専門は同じく国際法でございます。

国際法の中でも、最近、行政のいろんな分野につき多数国間条約がたくさんできていますが、それを各国に持ち帰って、どのように具体的に国内法の中で実施していくかというところに主たる関心を持って勉強してまいりました。その意味では、犯罪とか、警察とか、海洋とか、あるいはその他の行政の各分野についてそういった問題をやってきたわけで、私自身は、割合、世俗的な国際法をやっております。

各大学で40年以上講義をしてまいり、ついで国際海洋法裁判所の判事を昨年秋まで9年間やって、やっと少し気楽になったという状況でございます。今回のこの委員会のテーマにつきましても、大変難しい問題で、私、一般論ぐらいしかわからないんですけども、少なくともILO条約が各種の条約の中で非常に特異なものであるということは承知しており、そこで、この条約で実質的に、かつ具体的に各国の義務をどこまで定めているかということはかなり詰めて考えないといけないと思えます。

それをどうやって受け止めて国内で実施していくかということになるかと思えますが、その枠をきちんと、やはり勉強し直したいということと、その枠を超えたところは立法政策の話ですから、私ども国際法の学者が関与できない分野だと思っております。そこら辺りの線引きをどうやって実質的にやっていくかということが、多分、この懇談会の一つの課題になるだろうと思ひまして、お引き受けをした次第でございます。

ということで、大変難しい問題で、これから詰めていろいろ勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく。

花見座長 どうもありがとうございました。

そうすると、最後に私の方から自己紹介と所見ということですが、先ほど申し上げましたように、私はILOの問題については1953年に大学を出て、58年まで研究室にいたんですが、ちょうど1958年というのは例の日本の公労法の規定がILO条約87号に違反をするという形で、当時、その後の動労の前身ですが、機関車労組がILOに提訴したのが戦後日本のいわゆるILO問題の発端でございます。

ですから、研究生の徒弟時代が終わってすぐILO問題が非常に大きな形で日本で取り上げられて、これは公務員制度と関係するわけで、最近も実は小泉内閣で官房の方で公務員制度改革のお手伝いをしておりましたが、そのときもILO条約との関係が問題になっておりまして、そういう点で一貫して、団結権、結社の自由との関係が中心でございますが、ILOについては関心を持ち、研究をしてきたわけです。

同時に、職業紹介についても、ちょうど、大学の研究室にいたときに、多分、役所の仕事で最初にお引き受けしたのが国会図書館の調査で、各国の職業紹介の研究で、私はたまたまオーストラリア、この会議でも恐らく問題になりますが、オーストラリアが最近新しく改正して、民営化に非常に大きく前進をして、オーストラリアというのはこの会議の議論の対象になるかと思いますが、当時、オーストラリアの職業安定制度の研究をしたことがございます。

先ほど、小寺先生、山本先生、国際法の専門家の方のお話を大変興味深く伺っていましたが、私もILO条約というものについてどう考えるかということは、国の政策決定と普遍的だと考えられる国際規範というものをどういうふうに位置づけて考えるかということは大変重要な問題だろうと思います。

小泉内閣のときに、官房参与で公務員制度改革を担当しましたが、当初、行政改革担当大臣は石原伸晃さんで、石原さんからILOのことをしきりに聞かれるので、私は、公務員制度改革をどうやるかは、ILO条約に反するかどうかということは二の次であって、国の政策としてどういうふうに公務員制度を改革するかということが問題なので、それで違反をするかどうかというのは後の問題で、違反をしたらどう対処するか、違反しない解釈があり得るかということは二の次の問題だというふうに申しましたが、どうも抵抗勢力の方がILO条約を使うという図式が当時確立をいたしてしていました。抵抗の言い訳というか、反論のためにILO条約についての議論を使うということなんです。私は、これはどうも本末転倒ではないかと感じました。

昨日でしたか『日本経済新聞』の社説に「ハローワークなぜ外した市場化テスト」という見出しで、第一次市場化テストの対象から外れたことを論評しておりますが、そういう意味で、どうもILO条約が何か抵抗のために用いられるというように受け取られるとすれば、これはあまり好ましくないのではないかと感じております。

そういう意味で、一方で私個人の理論的な興味も持ちながら、この会議を進行させていただくわけですが、他方あまり面白がってばかりいると事務局の方はお困りになるのではないかと思いますし、とにかく2月末までにはきちんとまとめるということでありま

で、皆さんの御協力を得ながら何とかまとめる方向で努力をいたしたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

ということで、以上ひとつおり御紹介と所見を伺いました。

ここで大田大臣はご退席されます。どうもありがとうございました。

大田大臣 どうぞよろしく願いいたします。失礼いたします。

(大田大臣退室)

花見座長 それでは、ハローワークの市場化テストに関する議論の経緯について御説明をお願いいたします。

まず官民競争入札等監理委員会における議論について事務局から御説明をお願いしたいと思います。

櫻井参事官、どうぞ。

櫻井参事官 事務局の櫻井でございます。よろしく願いいたします。

それでは、簡単に、監理委員会における、この件に関する議論の経緯を御説明したいと思います。資料1、資料2 - をご覧いただければと思います。

資料2 - には経緯のみを書かせていただいておりますけれども、公共サービス改革法が7月7日に成立をいたしまして、ハローワークにつきましては第1回目の基本方針を策定いたしました9月以降、この12月までの約2か月半程度でございますけれども、監理委員会の方で御議論をいただきました。

そこに主な議論の経緯が書いてございますが、10月3日、それから11月10日、それぞれ、そこに書いてありますように、厚生労働省から関係の方にも来ていただきまして、監理委員会で議論をしております。

それから、書いてございませんが、11月21日には非公式に落合委員長以下、委員の方と厚生労働省の高橋職業安定局長以下の方との議論も行っております。

そういう意味で、都合3回ほど公式・非公式に議論をしております、そのエッセンスが資料2 - でございます。

資料2 - は、11月10日の高橋局長にお越しいただいて議論したときの説明資料でございますが、これに基づき簡単に御紹介させていただきます。

資料2 - の1ページをご覧いただければと思います。「検討事項」として私どもの方から提示させていただいておりますのは、ハローワークの附属施設や都市部のハローワークの一部が実施する職業紹介事業を官民競争入札、民間競争入札等の対象にすることにより、民間事業者の創意工夫の活用を通じた雇用のセーフティネットの質的な向上、選肢の拡大や経費の削減が図れるのではないかということでございます。

ハローワークはハローワーク本体と附属施設から成っておりまして、下の「事業内容」のところがございますように、既に附属施設の中でキャリア交流プラザ(これは求職のコンサルティングをやっております)と人材銀行(これは職業紹介をやっておるんですけれども、後で申し上げますが、ほかのハローワークの施設と違って、ネットワークにつなが

れていない職業紹介施設でございます)については、厚生労働省と合意をいたしまして市場化テストの対象としておりますけれども、そこから上の附属施設及びハローワーク本体の職業紹介事業につきましては、ILO88号条約に抵触するというので、民間委託はできないという御回答を厚生労働省の方からいただいております。

具体的な論点でございますが、4ページをご覧くださいと思います。88号条約の関係のみを説明させていただきますけれども、大きく分けると三つでございます。

厚生労働省の方は、まず第1に、ILO88号条約9条が職業安定組織の職員は、公務員でなければならないと規定しており、したがって、ILO法上の職業安定機関に当たりますところのハローワークの職業安定事業については公務員でなければならない、民間には委託ができないという議論がございます。これにつきましては、4ページの「検討の方向性」にございますように、本当に職業紹介に係るすべての事業を公務員が直轄でやらなければいけないのか、また2つ目の にございますように、国の責任の下でやるのであれば民間に委託するという余地も、この9条の下でもできるのではないかとといった議論を監理委員会ではしていただいております。

下には豪州政府の考え方が書いてございますが、先ほど花見座長からも御紹介がございましたように、豪州では、今は職業紹介施設を民間に開放しております、国はアレンジメントだけを行うという制度で条約上問題がない、という整理をしていると承知しております。

5ページで、2つ目の論点でございますが、ここでは「(2)ハローワーク付属施設の条約上の位置づけについて」と書いてございますが、先ほど申し上げましたように、人材銀行は市場化テストの対象にしてもいい、民間委託をしてもいい、ただし、それ以外の附属施設やハローワーク本体の職業紹介事業は民間委託できない、というのが厚生労働省の見解でございます、その論拠になっておりますのが、左にございますように、2条、3条、6条等がハローワークの全国的ネットワーク性を求めているとの解釈です。

ネットワークによってつながれているものはILO88号条約上の職業安定組織であるので、これは公務員でなければならない、ということでございます、2条、3条、6条を下に引いておりますけれども、特に、例えば6条の最後の(iv)にございますが、最初の職業安定機関が求職者を適当な職業にあっせんすることができない場合等には求職及び求人を含め他の職業安定機関に連絡することといったような規定がございます。あるいは3条のところでは、最後に網状組織、ネットワークから成るといったような規定がございます、こういったことを根拠に、ネットワークにつながっているものはILO88号条約の対象であるので、民間委託ができない。つながっていないものは可能であるということで、人材銀行はできる、このような整理になっております。

これにつきましても「検討の方向性」にございますように、本当にネットワークにつながるかどうかという技術的な視点から、ILO88号条約上のセーフティーネットかどうかというのは決めていいんだろうかといったような議論をさせていただいております。

ざいます。

3点目でございますけれども、6ページをお開きいただければと思います。これは「(3) 職業安定機関の数・配置について」と書いてございます。

御案内のとおり、ハローワークというのは出張所・分室を含め、全国で591か所ございます。附属施設を含めた現在のハローワークの数及び配置は、ILO条約を遵守する上で必要最小限のものである、したがって、これの一部、都市部であれ、附属施設であれ、その一部を開放、民間に委託することになりますと、民間に委託した途端に、厚生労働省の解釈に基づけば、これはILO条約上の職業紹介施設ではないということになりますので、そうしますと3条に違反する、というのが厚生労働省の見解でございます。

3条というのは、下に引いてございますけれども、職業紹介施設については当該国の書く地理的区域について十分な数であって使用者及び労働者にとって便利な位置になければならないという規定ですが、この規定に反する、というのが厚生労働省の主張でございます。

これにつきましては、3条は具体的に幾つということは書いてございませんので、果たして、仮に厚生労働省が御主張になるように、民間に委託したものはILO条約上の職業安定機関でなくなる、その結果、職業安定機関の数が減るとしても、一つ減ったら直ちに3条違反であるということまで本当に言えるのだろうかというようなこと、あるいは附属施設であれば、東京において言えば、それぞれの本体としてのハローワーク以外に附属施設もあるわけで、重畳的にございますので、そういった点も含めて考えますと、都市部における一部でございますとか、附属施設について民間委託をすることが果たして3条に違反すると本当に言えるのだろうか。こういったところが議論のポイントになっております。

それ以外に、政策的な議論もございまして、この懇談会と関わり合います88号条約の関係は以上のところが主なところでございまして、数度議論しましたけれども、この点については厚生労働省の方からの御見解は一貫して変わっていないというふうに認識しております。

簡単でございますけれども、経緯を紹介させていただきました。ありがとうございました。

花見座長 ありがとうございます。

こういう御報告について、御質問その他は後で出していただくことによるしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

花見座長 それでは、続きまして、本日は経済財政諮問会議の八代議員にもお越しをいただいておりますので、諮問会議での民間議員からの御提案内容、議論について八代議員から御説明いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

八代諮問会議議員 八代でございます。私は10月から諮問会議の議員になりましたが、その前、実に9年間にわたって、この規制改革・民間開放推進会議及びその前身組織で働

いておりまして、特に雇用問題と、この市場化テスト等を直接担当しておりました。この「市場化テスト」の監理委員会ができるときも、規制改革・民間開放推進会議の方から直接応援していたポジションにおりました。

このハローワークの市場化テストの導入問題というのは、実は非常に歴史が長いわけでありまして、昔から規制改革の、あるいは民間開放の課題になっていたわけです。

市場化テストとは何かというのは、また事務局から詳しく御説明があるかと思いますが、一言で言えば、郵政民営化のときに批判されたように、初めに民営化ありきということではなくて、官と民の無料の職業紹介事業がどちらがより労働者にとって望ましいかどうかという観点から、あるいはより効率的であるかという観点から対等な立場の競争をする。その結果、官が勝てば従来どおりであるし、民が勝てば民間開放するという、非常に中立的な考え方になっているわけでありまして。

諸外国の例を見ても、官が勝っているケースも決して少なくないわけですが、その場合でも官のサービスが非常に効率化されている。質が上がったり、コストが下がったり、あるいは双方の結果が生じているわけでありまして。大事なことは官がやるか民がやるかというより、事業者間の競争を官業の世界に導入することによって、利用者の利益になるというのが、この「市場化テスト」の最大の目的であるわけです。

その意味で「市場化テスト」というのはあらゆる官業について適用されなければいけないわけですが、その中でもハローワークというのは、実は官が直接、窓口で市民に対してサービスを提供している事業の中では、ある意味で社会保険庁と並んで最大のものであるわけですし、先ほども逢見委員からお話がありましたように、他の行政減量・効率化有識者会議等でも繰り返し取り上げられてきたものであります。

ペーパーの内容に入りますけれども、人々の人材を生かし、再チャレンジを進めるためには、官だけではなく民間の知恵を生かして職業紹介や職業訓練を充実することが不可欠である。これは別に公務員がサボっているということではなくて、公務員がやる事業というのは非常に制約があります。法律に縛られて、なかなか民のように自由にはできない面があるわけです。

民であれば、例えば兼業の利益というのができるんですが、官ではそれができない。職業紹介とか職業訓練というのは別々にやるよりは本来一体的にやった方が効果的だということがよく言われているわけですし、紹介をするときに、この部分の能力が足りないということがわかれば、それをピンポイントで訓練する。あるいは訓練をすることによって、その人の能力がよくわかるから、その手法を使って、よりよい職業紹介ができるというように、例えば非常に職業紹介という事業は訓練とかさまざまなほかの事業と一体的にやることで効果的になる面があるのではないかと。その場合でも、官でなければできないということになると、非常に制約が大きいのではないかと。ということです。

ハローワークでは、今、約2万3,000人の職員が窓口業務を担当しておりますが、半分は非正規であるわけです。過去、民間の人材ビジネスが発展しなかった時代には公務員で

なければこういうことはできなかつたわけですが、今はそういう時代ではないのではないかと、頭から公務員でなければできないということではないということであり、また、この辺りは政策論議であります。したがって、政府が担う無料の職業紹介の機能を確保する。現在のハローワークという機能自体をやめてしまうということではなくて、それをむしろ強化する。そのために、その一部を民間に包括委託することで、労働者の多様なニーズに応えるというサービスが提供できるのではないかと、ということでもあります。

国がやるべき公共サービスとは何かということは、経済学でもよく議論しているわけですが、国がやるべき公共サービスであっても、それを公務員でやらなければいけないか、それとも、民間でやってもいいかということについては、実は明確な理論はないわけでありまして、それはやはり、どちらがより効率的であるか。効率的という意味は、単にコストが安いだけでなく、ユーザーにとってどちらがよりよいサービスを提供できるかということと考えなければいけないのではないかと。

本日の議題であります「2. ILO 88号条約との関連」で言えば、今、事務局から説明されたように、公務員が従事する全国体系の職業安定機関というふうに明記されているわけでありまして、ただ、これが採択された1948年と現在ではかなり状況が変わってきて、最近のILOでは民間職業紹介事業の評価とか官民協力の必要性が認識されてきて、民間の補完が否定されているものではないのではないかと、という認識でございます。

したがって、官のハローワークのネットワークが維持され、それを民間が補完するという体制ができれば、同条約の違反とはならないという解釈もなされるのではないかと、というのが長らく規制改革・民間開放推進会議の考え方であったわけですが、厚生労働省の方はそうではないんだということで意見が対立していたわけでありまして。

同じILO 88号条約の批准国でも、民間の知恵を生かす工夫を行っている国があるわけで、オーストラリアの例であります。

そのために、こういう長年の議論を踏まえまして、ILO 88号条約をどうするかということではなくて、現在の規定はそのまま、具体的な解釈を以下のように変更できないだろうか。

「現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託する」。先ほど櫻井参事官から説明がありましたが、例えば東京23区では20のハローワークとその支部があるわけですが、なぜ20がすべて官でなければいけないかという根拠は特になく、その一部を民間に開放するという事で、依然として政府による無料の職業紹介というネットワークは維持されるわけでありまして。

しかも、民間開放したハローワークを、官が監督するというILOの条約の仕組みを整えるためには、民間に開放したハローワークについては、隣接してもしなくてもいいんですが、別の官のハローワークが監督するという形で、依然としてこういうネットワークということを持続するという建前は維持されるのではないだろうかということでもあります。

大事なことは、やはりILO条約というのは何のためにあるかといえ、それは労働者

・求職者のためにあるわけですから、それは条約の解釈に当たっても、やはり法目的に照らして、こういうことをすることがどういう意味で、求職者・労働者の利益に反するのかという観点から、やはり解釈というものはある程度必要なのではないかということです。

ですから、その意味でも、こういう弾力的な形で、この具体的な解釈の仕方について厚生労働省だけでないようなオプションもあるのではないかというのが、この民間議員の考え方でありまして、これに基づいて、この研究会が設置されたと理解されておりますので、いろいろ勉強させていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

花見座長 ありがとうございます。

八代議員、どうぞ。

八代諮問会議議員 一言忘れていました。

ここには入っておりませんが、実は諮問会議でこの議論をしたとき、柳澤大臣の方から新たな論点というか、一つ言われまして、これは資料3 - です。「労働市場改革について（柳澤臨時議員提出資料）」というのがございます。

この一番最後を見ていただきますと「市場化テスト」という項目がございまして、四角に囲ってある中の、真ん中のポツであります。職業紹介と失業給付・雇用対策の一体的実施というのが国際標準であるということが書いてあります。ですから、柳澤大臣のお考えでは、仮に民間にハローワークの業務を任せただけの場合には、この原則が崩れる。なぜならば、民間では失業給付とか失業者の認定ということができないからだという御意見があったわけですが、これについて諮問会議の方では、当然ながら、民間に開放されたハローワークでも官のハローワークと同一のこういう失業給付の認定というのはするという前提で考えているわけでありまして。

これについては、別途、公権力行使という問題があるわけで、失業給付の認定とか、例えば公的年金の裁定というのは国民の財産権に関することだから公務員でなければできないという、やや硬直した考え方があります。それに対しては、最近行われた道路交通法の改正における駐車違反取締業務の民間開放のように、法律に基づいて行う行為は事実行為であって、中身によりけりなんです。別にそれは民間でもできるのではないかと。

つまり、官だから裁量的にこの人には失業給付を出さないとか出さないとか、そんなことは許されないわけで、官のハローワークでもきちっと法律や規則に基づいて失業給付の認定をしているのであれば、それと全く同じルールに基づいて民間がやることも可能ではないかと。そういうような御意見を申し上げました。

ちょっと補足まで御説明しました。

花見座長 ありがとうございます。それでは、後で若干フリーディスカッションの時間がございます。

事務局の御説明及び八代議員の御説明について、御質問等がございましたら、そのときに一緒にやっていただくということで、その前に今まで御説明ありましたような経緯を含めて、当懇談会の開催趣旨、今後の進め方等について事務局から御説明いただきたいと思

います。

櫻井参事官 それでは、資料4をご覧いただければと思います。

今、八代先生の方から御説明がございましたように、監理委員会での議論を踏まえまして、諮問会議でも御議論いただきました。諮問会議での議論の中で、最後に大田大臣から、ILO条約については国内でも解釈が分かれている、民間議員から御提案があった二つの点がILO条約に抵触するかどうか、市場化テストの担当大臣である私の下に私的懇談会を設け、専門家に集中的に検討していただこうと考えている、という締めくくりがなされました。

これを踏まえて、この懇談会を設置することをお願いした次第でございます。

したがって、開催の趣旨にございますように、ここでの議論のポイントでございますが、民間議員ペーパーで、二つの組み合わせられた提案がなされております。

「 現行の主要な官のハローワークを維持したままで、その他の運営を民間に包括的に委託すること（例えば、東京23区で20のハローワークとその支部があるが、その一部を民間開放する。）

民間開放したハローワークを、官が監督する仕組みを整えることで、官のネットワークは維持される」。

この二つの要素からなる御提案でございますけれども、こうしたことをした場合に、ILO88号条約上何か問題があるのかといった点を中心に御議論いただければと思っております。

八代先生の御説明にもございましたが、いわゆる民間開放と言ったときに、民営化と民間委託と大きく分ければ二つあるかと思えます。民営化ということになりますと、これは官の手を離れて、民間事業主体が事業の存続も含めて自由に判断をする、基本的にはもうかる、もうからないという観点から判断をする、ということになるかと思っておりますけれども、ここでの御議論のポイントは、公共サービス改革法そのものがそういう建て付けになっておりますけれども、あくまでも国の事務として実施する、するのだけれども、公務員が直轄でやることは必ずしも必要ないんじゃないか、民間事業者の方に委託をするという形を取ることによって、民間事業者の創意工夫を果たしていただき、それによって、法律の趣旨である公共サービスの質の維持向上、コストの削減を図ることができるのではないかとということです。民営化ではございませんで、したがって に行くわけですけれども、あくまでも官の監督の下で民間事業者の方に具体的な運営を担っていただくということでございます。

かつ にございますように、すべての民間委託ということをお議論いただくのではなくて、官の主要なものを残したままで一部、例えば東京における一部といったものを民間にやっていただく。そういう意味では官の直轄するハローワークと民が委託を受けて行うハローワークが混在するという形が想定されているかと思っておりますけれども、そうしたことをやったときに、ILO88号条約との抵触があるのかどうかといった点を御議論いただければ

ばと思っております。

今後のスケジュール等でございますけれども、資料の4の別紙2、最後のページをおめくりいただければと思います。

私ども事務局としての案でございますので、この後また御議論いただければと思いますが、本日第1回目を開催させていただきました。本年はこれが最後かと思っておりますけれども、先ほど大臣の方からお話ございましたように、2月の末を目途にとりまとめをさせていただきたいと思っております。

例えばこのような感じでいかがかと思っております。第2回目、第3回目に御出席の各委員の方々から今回の論点につきまして、それぞれプレゼンテーションをいただき、御見解を披露していただく。併せて意見交換をしていただくということをしていただきまして、4回目に、私ども事務局の方で各先生方からいただいた議論を報告書の形でまとめさせていただいて、その後、案をお示しする。それについて更に御議論をいただき、もし可能であれば5回目程度に報告書をまとめさせていただきたいと考えております。

この報告書の性格でございますけれども、勿論、委員の先生方の御見解が一致するところはそれで書かせていただきますし、議論についてはいろいろな解釈があるかと思っておりますので、その場合にはむしろ、いろいろな解釈があるんだという解釈の幅をお示しするというものになるかと思っております。必ずしも論点について、すべて一つの意見でなければいけないということを想定しているわけではございません。あくまでも解釈についてこういう幅があるんだといったところをお示しいただければということがこの報告書の趣旨でございます。

下に注を二つ書かせていただいております。一つは、第2回目、第3回目、今申し上げましたように、各委員の方々から御見解をいただくんですけれども、併せて必要であれば今回、この委員にはなっておられない識者の方から意見を聞かしていただくという機会も設けてはどうかと考えています。

最後に議事の運営の仕方で、2つ目の注でございますけれども、今日もそうしておりますけれども、基本的には事務局としては、議事は自由闊達に御議論いただく観点から非公開でやらせていただいたらどうかと思っておりますが、片方で御案内のとおり、こうした審議会、懇談会等の議事運営の透明性が求められておりますので、議事の概要はなるべく速やかに公開させていただきたいと思っております。

この議事の概要の位置づけでございますけれども、事務局としては、場合によっては、御発言された方の発言者の氏名と、速記録に近い、詳しい御発言内容を記したものにしたい方がいかなと思っておりますけれども、この辺につきましては、先ほどの自由闊達な御議論との関係で御議論があれば後でまたお聞かせいただければと思っております。

併せて、公開との関係でございますけれども、本日もこの後記者の方からプリーフィングをしてほしいということを求められておりますので、本日は私の方から対応させていた

だこうと思っておりますけれども、そうしたブリーフィング等は積極的に対応したいと思っておりますので、この点も御了解をいただければと思います。

これも御相談でございますが、場合によっては、そういう中でもこういう先生からこういう御発言があったということ引用させていただいてよろしければ、引用することもあり得べしということを考えておりますが、いずれにいたしましても、こうした議事の公開の在り方については、この後の議論の中で御意見を賜ればと思っております。

事務局からは以上でございます。

花見座長 ありがとうございます。あとで時間が残りましたらフリーディスカッションをしていただきますが、その前に若干事務的なことで御意見を伺って決めておかなければいけないのは、まず日程ですが、来年になってから1月、2月に4回で、お忙しい方が多いので、なるべくなら今、全部日程を決めさせていただいた方がいいかなと思うのが一つです。まずは少なくとも、次回の日程を決めていただかないといけません。

それから、第2回と第3回、各委員の見解披露ということになっておりますので、どういうふうに割り振るかですね。そういうこともお決めいただきたいと思いますが、その前に、最後に御説明のあった議事概要の公表の点で、発言者の名前を出すということについて、いかがでしょうか。あまり個人名は出さない方がいいという御意見もあろうかと思いますが、私自身は別に、非公開ですけれども、一応責任を持って発言するので、名前を出してもいいかなと思いますが、こういう会議の性質上、出さない方がいいという御意見もあろうかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。特に御異議がなければ、これは幾らか微妙な問題もありますので、その辺、事務局の方で慎重に判断をされて。

福下室長 議事概要を公表する前に、各委員にチェックしていただく。

櫻井参事官 当然速記録のようなものをつくりまして、お見せさせていただきまして、その中でちょっと直していただくことは可能です。

花見座長 そういう条件付きで名前を出させていただくこともあり得るということで御了解をいただくということでよろしゅうございましょうか。

それでは、日程だけ最初にやりますか。

(日程調整)

福下室長 確認の意味で私の方から申し上げます。

1月11日、17時から19時。

1月22日、10時から12時30分。

2月9日、14時30分から17時。

2月23日、15時から17時。

1月11日にまず吾郷先生よろしく申し上げます。

花見座長 では、1月11日には吾郷先生と小寺先生にお願いをすることによって、22日は残った3人ということに必然的になる。時間は大丈夫ですか。

櫻井参事官 22日は2時間半いただいておりますので、それぞれ30分くらいずつプレゼンテーションをしていただくと1時間半で御議論を1時間くらいでどうでしょうか。

吾郷先生は全体の話をしていただくということで、30分と限らず少しながめでよろしいですか。

花見座長 レクチャーをやってもらう。

それでは、22日に逢見委員と山本委員と私ということですか。

2月23日はまとめということですね。

櫻井参事官 まとめでございますので、実質的な御議論は4回目までで、あとは必要に応じて御相談させていただきますが、5回目におまとめいただければありがたいと思っております。

花見座長 日程等はよろしゅうございますか。

逢見委員 資料4にある開催の趣旨についてですが、民間議員からなされた二つの提案とILO88号条約の整合性との検討を行うということで、
、
が挙げられているわけですが、もう一つ事務局から出された資料2の
では議論のポイントとして、1、2、3というのが示されており、特に88号条約との整合性で言うと、職員の身分、付属施設の位置づけ、職業安定機関の数・配置というのが論点になっていますけれども、この懇談会ではどういう論点で議論するのでしょうか。民間議員の提案ということに議論を絞ることになるんですか。その辺をちょっと伺いたい。

櫻井参事官 私の理解がもし間違っていたら、八代先生から後で補足いただきたいと思えますけれども、私の理解は、まず提案の中身は民間議員からいただいた提案について御議論いただければと。そのときに、結局のところ議論になるのは、先ほどの3点、本当に公務員じゃなければいけないのとか、ネットワークがあると、必ずILO条約の対象になるのかとか、3条である十分な数、便利な位置というのが、例えば東京23区の一部を民間開放すると違反になるのとかという具体的な論点は私どもの、先ほど御説明された紙に戻っていくのではないかと考えておりますけれども、いずれにしても、それも含めまして、この新提案についてILO88号条約とどういう論点があるのか。その論点についてどういう解釈があり得るのかといったところを御検討いただければと思っております。それでよろしゅうございますか。

八代諮問会議議員 それでいいと思うんですが、私の希望は、少なくともこの資料4にある1と2が含まれていれば、せっかくの機会でありますから、これに関連するところも当然ながら一緒に議論していただいた方が有意義ではないかと思えます。

というのは、またカウンター提案も当然あるかと思えますので、事務局が用意していただいた、ポイント1、2、3の中で、ですから、いろんな議論はしていただくんですが、少なくとも1、2についてはある程度の結論をいただければというイメージです。

逢見委員 もうちょっとクリアーにするために質問させていただきます。「東京23区で20のハローワークとその支部の一部を民間開放する」と書かれてありますが、ハローワー

クは 23 区に 11 あり、それに分室や、付属施設があります。ハローワークとその支部と言った場合、付属施設もここで取り上げるということなんですか。八代諮問会議議員 別に付属施設に限定せずに本体も含めてということです。ただ、そこでもし意見が違えば、そういう御意見でも、つまりハローワーク本体はだめだけれども、支部ならばいいという御意見があっても、それはそれで勿論構わないわけですが、対象としては、本体も当然考えています。それから、これは別に東京に限定しているわけではなくて、例えばということでもありますので、仮に東京にそういうことがいいたければ、関西の方にも類似のことは当然あるとしたら、そこにも適用されるという意味です。

花見座長 先生方から御意見を出していただくについて、事務局で、実際に諮問会議で提案されている 2 つのこと以外に、事務局の方で整理された 3 点と、更にプラスして厚生労働省が条約に適用しない可能性があるという理由を幾つか指摘しておりますので、そういうものを含めて整理をしていただいて、論点というのを整理していただいて、論点について御意見を伺うということはどうでしょうか。

というのは、八代先生も言われたように、これは多分市場化テストのプロセスという点からは、とりあえず二つで、もっといろんなものが将来出てくる可能性があるので、可能な範囲でここで条約との関係を御議論いただいた方が、将来的には役に立つので、そんなことを出していただいて、事務局大変ですが、なるべく早いところでお願いします。

第 1 回目の先生始め、皆さんに論点をお配りしておいた方がやりやすいし、意見も言いやすいのではないかと思います。

櫻井参事官 それは整理させていただきます。ただ、基本的には、厚生労働省の見解と書かせていただいたものが論点の主要なものでございますので、それ以外にあるかどうかを確認してみます。

逢見委員 もう一点要望なんですけれども、オーストラリアの例が I L O 88 号条約との関係で出されています。国際比較という場合、通常、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツなどの G 8 国はどうなっているかということが問題になるわけです。諸外国との複数の比較が必要なのではないかと思いますので、そういう資料が手に入れば用意していただきたい。

花見座長 88 号条約そのものではありませんけれども、民営化と I L O 条約の関係では、有料職業紹介所に関する 96 号条約の方はスウェーデン政府をはじめ、デンマーク、ドイツなどが廃棄しているんです。市場化の観点から条約が邪魔になって廃棄した国がスウェーデン始めデンマーク、ドイツとあるんです。I L O 条約と整合しない政策が選択肢として考えられる場合に、国の政策を立てる上で条約とどう対処するかという問題は非常に重要ですが、オーストラリアはたまたま 88 号条約が問題になっていますが、小寺先生がおっしゃったように、ハローワークというか、エンプロイメント・エクスチェンジに関する規制という点では、ほかにも条約があるわけで、それについて民営化という観点からいろいろな国で問題が起きていますので、そういう点、もし事務局の方である程度調査でき

るようでしたら御紹介いただくということをお願いしたいと思います。

福下室長 論点はこの事務局の資料にあります3点で、厚生労働省も含めてですけども、この3点に大体絞られておるんですが、もっとわかりやすく論点を整理しますけれども、抽象的に議論していてもいけないんで、何か具体的にこういう場合に条約に添うのか添わないのかという一番わかりやすい例として、民間議員提案ですね。例えば東京23区に支部も含めて20ある。渋谷に二つ、新宿に二つ、池袋に二つ、その間の高田馬場に一つあるわけです。ここら辺にある一つか二つを、これはもともと公共サービス、市場化テストというのは国の事務事業なんです。官が担おうと民が担おうと国の事務事業で、国の予算で国の監督の下に、国との委託に基づいて国の責任において行うものなんです。それをだれが担うかということで、官自らが担うのがいいか、民の創意と工夫で担った方がいいのか、それを争う。それを今、言った東京23区に20あるうちの一つか二つを、官の監督の下に民の工夫でやらせてみるというのが果たしてこの条約に違反するのか。国として責任を負う、必要最小限のセーフティーネットの維持に違反するのか。いや、そうじゃないのかという辺りを、一つの具体的な事例に即してそこら辺の解釈なり何なりということで民間議員から提案があったものでございます。

八代諮問会議議員 それは当然含むんですが、それだけしか議論しないのかというのが逢見委員の御質問ですが、最低限それだけの御意見はいただきたいということです。

山本委員 今の御説明に関連してですが、入札で民間委託をしたという場合に、国として考えられている監督の基準というのは具体的にあるんですか。

櫻井参事官 基準と言っていいかわかりませんが、お手元の最後に色刷りのパンフレットがあると思います。市場化テストをやる場合には、公共サービス改革法に基づいてやることとなりますけれども、その場合の監督につきましては、幾つか規定を置いております。

最後の色刷りのリーフレットをお開きいただければと思います。

右の方にピンク色で民間事業者の適正かつ確実な実施を確保というところがあるかと思えますけれども、広い意味で申し上げますけれども、質の確保のために、これは先ほど申し上げましたように委託でございますから、委託契約を結ぶこととなります。その前提として、まず確保すべき公共サービスの質、要求水準を実施要項で明確化すると書いております。実施要項の中で、こういうクオリティーを確保することということをまず書きます。それを前提に入札を実施します。必要な入札参加資格も設けます。

実施の段階になりますと、守秘義務がかかります。これは法律上の罰則の担保のある守秘義務、それからみなし公務員規定がかかります。

それから、事業者の監督につきましては、報告聴取、立入検査、事業の適正な実施の確保のために必要な場合には、その必要な措置をとりなさいという指示、命令と言いましょか、これを行うことができるというのがこの法律にございまして、この法律に基づいて具体的な監督その他をしていただきます。

ただ、監督の基準というところがございますけれども、具体的にどういう監督をするかというのは、この法律そのものには書いてございませんので、必要でありましたら、実施要項等で定める。あとは実際の運用の問題になってまいります。

花見座長 よろしいですか。

山本委員 結構です。

吾郷委員 逢見委員の御意見にも関連してくると思うんですが、この問題だけではなく、もう少し広くとらえるということは、私も是非そうすべきだと考えますのは、ILO条約とこの2つの点に整合性だけを考えていって、その結果として、これでよいということになっていいのだろうかという疑問があるわけです。

つまり、サブスタンスの問題にして、我々はどちらかというところではどうかという判断をするんですが、その結果として、その後ろにあるサブスタンスであるところのものに何らかの影響を及ぼすのであるならば、やはり実態としての社会政策的な見地からの妥当性にもある程度入らざるを得ないんじゃないかという気もして、別の観点の方の御意見というのはいかがなんでしょうか。それとも我々は本当に技術的なこちら側の解釈だけということに限定、多少広い解釈をするとしても、そこに限定するべきか。もしそうであるならば、勿論、我々のこの懇談会の判断というのはそのに限定するというので、最終結論を出すべきかなと感じます。

花見座長 そういう意味でお話を聞いたら、八代先生が一番いいと思うけれども、八代先生は若干利害関係人だから、そうでない、少し中立的な方をお願いするというので、こういう方がおられるというなら、そういう方のお話を聞くというのも一つの案ですが。

八代諮問会議議員 吾郷先生がおっしゃったサブスタンスというのは、具体的にどんなイメージですか。

吾郷委員 要するに公共職業紹介所というもの、あるいは失業対策でサービスを行うということは、まさしく1月11日にILO条約との関連で少し御説明させていただくことになるかもしれませんが、基本的には社会政策という領域なんでしょうかね。社会政策、あるいは先生の御専門の労働経済とか、あるいは労使関係と言うとちょっと広がるかもしれませんが、もっと広い意味の労働政策ですね。それも含むのではないかというふうな感じを受けるんです。

花見座長 労働市場政策論みたいな話ですよ。職業紹介だけではなくて、請負とか派遣とか、そういうものを全部含めて労働市場の流動化という点からいって、公共機関とプライベートな関係を政策論、あるいは労働市場経済及び政策論の立場から説明していただくという、どういう展望が考えられるのかという話ですか。

八代諮問会議議員 これは派遣法をどうするという話とは全く関係がないわけで、無料の公共職業サービスを維持する点は私はすべて合意しているはずで、これをもって無料の公共職業サービスをやめるという方向に動くという意図はこの市場化テストには全くないということは確信しております。

だから、無料の今までやってきた公共職業サービスというものを、公務員でやるのと、国のお金を使って民間人でやるのと、どちらが効率的であるのか。そこが市場化テストのポイントになるわけで、国の責任をなくすということは一切考えていないわけです。

今日は市場化テスト法の考え方という説明がなかったんですけども、ハローワークだけの話ではなくて、次回でもその考え方を、ほかの例も含めてですね。例えばモデル事業などはいいのかなと思うんです。キャリア交流プラザなどについて、あるいは人材銀行の方がいいかもしれないですね。そこは完全に厚生労働省とは合意した上で、人材銀行のモデル事業の市場化テストはもう実施しているわけです。

花見座長 労働政策の範囲、特に労働市場政策の範囲からは逸脱しますが、もうちょっと広く考えると、例えば刑務所の民間委託という問題と、これはある程度共通性があるような気がするんです。専門家はどのような人がいいのかわからないけれども、つまり、民と官のすみ分けみたいな視点という点で、専門家のご意見を聞きたいんです。刑務所などというのは、公権力の一番中心ですね。あれも民間に委託できるんだから、そうなると、ハローワークというのは当たり前じゃないのという議論が成り立つかどうかなんです。

櫻井参事官 そういう視点から言うと多分一番御専門なのは八代先生じゃないかと思うんです。

八代諮問会議議員 今回はILO条約が刑務所と違う点で、刑務所にはそれがないわけですから、純粹に政策論でいいわけなんです。今回の場合は政策論ではだめで、ILO条約に抵触するということがポイントなので、そこまで広げると非常に対象が広がってしまいますので、そこは御容赦願いたいです。

櫻井参事官 必要であれば次回説明させていただきますけれども、ポイントはさっき申し上げたんですが、要するにこれは民営化ではなく、民間委託だということです。

つまり、あくまでも国なら国、自治体なら自治体の業務でやるんだけれども、実際に担う人が必ずしも公務員ではない。民間事業者に委託の形でやらせるということだということがエッセンスだと思っております。それがILO88号条約に抵触をするかどうか、というところで議論がとまっているものですから、そのところが本当にそうなのかを議論いただきたいというのが、事務局としてお願いでございます。いずれにしても、いまハローワークとか人材銀行とはやっておりますので、必要であれば次回簡単に御説明させていただきますと思います。

花見座長 もう時間もまいりましたので、どうしても今日決めておかなければいけないことはありますか。よろしゅうございますか。

櫻井参事官 先ほど御指摘いただきました論点メモのようなものを事務局の方でなるべく早く起こしまして、委員の先生方にメール等でお渡ししたいと思います。勿論、その論点そのものも適切かといった点についても、意見があれば、次回以降その点も含めて、御議論いただければと思います。

それから豪州その他の例について、わかる範囲で次回資料を提出させていただきたいと

思っております。

八代諮問会議議員 論点につきましては、今、事務局と言ったんですが、法学教室などで行政法学者の方と市場化テストの、今、花見先生がおっしゃったような点について議論したシンポジウムがありますので、それはお送りいたしますので、御参考になるかと思えます。

花見座長 それでは、よろしゅうございましょうか。

それでは、本日は長い間ありがとうございました。次回の日程を決めていただきましたので、よろしく願いいたします。